

質問及び回答

(市道和歌山市駅前線における社会実験及び基本計画策定業務に係るプロポーザル)

質問及び回答は以下のとおりです。

令和 8 年 8 月 4 日回答

No.	質問	回答
1	業務価格の評価についてすでに決定している事項はありますか。(実施要領 10)	評価点算出方法については、お答えできません。
2	社会実験の実施時期について、具体的な予定時期(例.11 月中頃等)は決まっておりますでしょうか。 (特記仕様書 5(2))	社会実験の実施時期については、現時点では確定していません。 ワーキンググループ及び協議会における検討状況や進捗を踏まえ、適宜判断し決定する予定です。
3	社会実験の実施にあたっては、所轄警察署との協議や手続きが必要と思いますが、これらは受注者にて対応すると考えておいて良いでしょうか。(特記仕様書 5(2))	社会実験に係る所轄警察署との事前協議および申請手続きについては、基本的には本市が主体となって対応する方針です。ただし、円滑な協議および手続きの実施にあたり、警察署へ提出する資料の作成や、実験計画の詳細なレイアウト図の作成等、専門的な知見を要する作業については、受注者に支援（資料作成や補足説明への同席等）を依頼する場合があります。具体的な役割分担については、業務開始後の打ち合わせにおいて協議のうえ決定します。